

地域資源回収の手引き

(令和8年度)



豊橋市環境部

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 1. 地域資源回収とは | 1 |
| 2. 地域資源回収奨励金対象団体 | 1 |
| 3. 地域資源回収実施団体への奨励金 | 2 |
| 4. 地域資源回収奨励金対象品目 | 2 |
| 4-1. 紙 | 2 |
| 4-2. 布 | 3 |
| 4-3. アルミ缶、スチール缶 | 3 |
| 5. 古紙について | 4 |
| 6. 地域資源回収を始めるには | 6 |
| 7. 地域資源回収の効果的な手法及び取組内容等 | 8 |
| 7-1. ごみステーションを回収場所とした手法 | 8 |
| 7-2. 実際に各団体が実施した取組 | 9 |
| 7-3. 市からの貸出し制度 | 10 |
| 8. Q & A | 11 |
| 9. 地域資源回収登録業者一覧表 | 12 |
| 10. 地域資源回収登録業者雑がみ対応状況一覧表 | 13 |



1. 地域資源回収とは

地域資源回収は、一般家庭から出た紙（新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック等）や、布、アルミ缶、スチール缶などを自治会やPTA、子ども会等が自主的に回収する活動で、限られた資源をリサイクルする地球環境に貢献する活動の一つです。

市は、地域資源回収を実施した団体に対して奨励金を交付しています。

◀ 地域資源回収のメリット ▶

- ◎紙やアルミなどがリサイクルされます。
- ◎地域資源回収の奨励金を地域活動に使うことができます。
- ◎地域資源回収を通して、地域住民同士のコミュニティの輪が広がります。

2. 地域資源回収奨励金対象団体

対象となる団体は、以下のとおりです。

- (1) 校区自治会 (2) 町自治会 (3) 子ども会
- (4) 女性会 (5) 老人クラブ (6) 幼稚園保護者連絡会
- (7) 保育園保護者連絡会 (8) 認定こども園保護者連絡会
- (9) 小学校PTA (10) 中学校PTA
- (11) その他市長が認めた福祉団体等

※地域資源回収団体登録申請書の提出が必要です。



3. 地域資源回収実施団体への奨励金

市からの奨励金は、回収量に応じて支払われます。

| 品 目 | 金 額 |
|------------------------------|--------|
| 新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック等、布 | 5円/kg |
| アルミ缶、スチール缶 | 10円/kg |

*奨励金算出方法は、回収品目ごとに1円未満切り捨てです。

4. 地域資源回収奨励金対象品目

地域資源回収で奨励金の対象になるものは、紙、布、アルミ缶、スチール缶です。詳細は次のとおりです。

4-1. 紙

奨励金の対象となる紙は、新聞・チラシ、雑誌・雑がみ、ダンボール、牛乳パック等です。

| 品 目 | 新聞・チラシ | 雑誌・雑がみ | ダンボール | 牛乳パック等 |
|-----|---|---|--|--|
| 品 目 |  <p>チラシは新聞折込のもののみ</p> |  |  |  |
| 出 方 | <p>ひもで縛る など</p>  <p>*新聞・チラシは一緒に縛って出すことができます。</p> | <p>ひもで縛る など 雑がみは、「紙袋に入れる」、「雑誌に挟む」、「お菓子などの箱に入れて」出すこともできます。</p>  | <p>ひもやガムテープで縛る など</p>  | <p>洗って開いて乾かしてひもで縛る</p>  |

*出し方は取扱業者によって多少異なりますので、詳細は取扱業者にご確認ください。

4-2. 布

一般家庭で身につけている衣類は、基本的に資源として地域資源回収奨励金の対象になります。具体的には、以下のとおりです。なお、濡れたものはリサイクルできません。

◎ 出せるもの

帽子（麦わら帽子は除く）、靴下、ネクタイ、肌着、カーテン（レースのカーテンも可）、シーツタオル、タオルケット、布団カバー、皮製の衣類など



× 出せないもの

靴、じゅうたん、足拭きマット、トイレカバー、ぬいぐるみ、雑巾（使い込んだもの）、ペットなどに使用した毛布もしくはタオル、泥・油・ペンキなどで汚れたもの、こたつの下敷き、洋服の裁ち落とし（裁断くず）、ビニール雨合羽、枕、掛敷布団、電気毛布、ベッドマット、座布団など



※取扱品目は市の指定している「布類」とは異なります。また、取扱業者によっても多少異なりますので、詳細は取扱業者にご確認ください。

4-3. アルミ缶、スチール缶

アルミ缶、スチール缶は分別して別々のビニール袋に入れて出しましょう。

缶の中にタバコの吸殻など異物が入っているとリサイクルできませんので、ご注意ください。

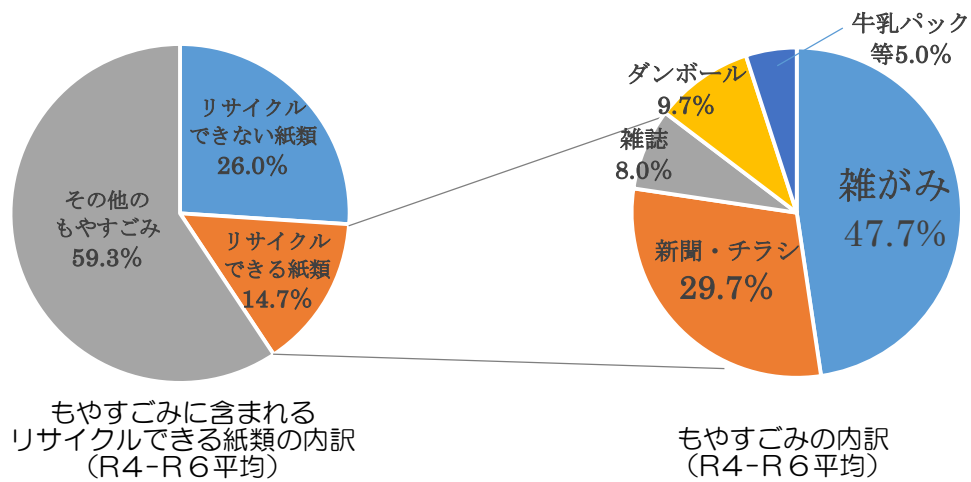


5. 古紙について

☆紙の現状

ここ数年、地域資源回収量は減少傾向です。紙の流通量の減少や民間の古紙回収拠点が増えてきていることありますが、リサイクルできる紙（新聞・ダンボール、雑がみ等）が「もやすごみ」に出されるケースもあり、リサイクルが進まないという問題も発生しています。

「もやすごみ」のうちリサイクルできる紙が約15パーセントを占めており、そのうち、リサイクルできる紙のほぼ半分はお菓子の箱や紙袋などの「雑がみ」が占めています。



<捨てられている古紙>

ごみとして排出されるリサイクル可能な古紙の量は、1年間で約5,940トンあります。

ごみとして排出された古紙
約5,940トン

>

地域資源回収で回収された古紙
約3,150トン



ごみとして捨てられているリサイクルできる古紙は、資源として地域資源回収で回収される古紙より、すごく多いね！！

☆「雑がみ」は、雑誌の区分で地域資源回収に出すことができます。

《雑がみ回収に取り組もう！》 ～雑がみも奨励金の対象～

雑がみは、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック等以外のリサイクルできる紙です。

具体的には、紙袋や封筒、トイレトペーパーの芯、ティッシュの外箱、お菓子の箱、包装紙、チラシ（新聞折込以外）などです。



*このマークが目印です。



紙袋



コピー用紙



ティッシュ外箱



トイレトペーパー芯



封筒・ハガキ



カレンダー



お菓子の箱

*出せないもの

以下のものは、リサイクルできませんので、もやすごみに出してください。

- 汚れのひどいもの（ピザの箱など）
- ビニール加工されているもの（ビニールコート紙）
- 窓付き封筒のセロハンやティッシュ箱のビニール
- 臭いの残るもの（洗剤の箱など）
- 圧着はがき、カーボン紙、シール類
- 紙コップなどのワックス加工品
- 金紙、銀紙、油紙
- ちり紙、紙おむつ



☆雑がみは奨励金の対象!!

これまで、もやすごみに多く出していた紙袋や封筒などの雑がみは、地域資源回収の奨励金の対象になるものです。雑がみはもやすごみには出せませんので、地域資源回収で積極的に回収を行いましょう!!

6. 地域資源回収を始めるには

具体的に地域資源回収を行う手順は、以下のとおりです。



Q.地域資源回収を始めるには
どうしたらいいのかな？

A. はじめに、市へ団体の登録をしましょう。登録をすると
奨励金を受けることができます。



かん田きょう子さん



Q.市に登録したら次はどうするの？

A. まずは、地域の中で役割を決めましょう。
PR担当、古紙回収担当、会場設営担当などそれぞれの係を決め
責任をもって役割を果たせば効率よく作業できます。



Q.どうやって集めるの？

A. 回収業者と事前によく話し合い、回収する品目や分類の方法、回収日
時・場所などを決めましょう。
できるだけ、実施回数を増やし、参加しやすい回収日にしましょう。
また、校区内において実施時期が重ならないように団体同士で調整を
図りましょう。





Q.回収日時や場所が決まったけど、
どうやってみんなに知らせたらいいかな？

A. 回収日時が決まったら、学校からのチラシや町内の組回覧などを活用して、多くの人に参加を呼びかけましょう。地域資源回収実施計画書を提出すると市のホームページにも掲載できます。



Q.地域資源回収を行った後は
どうしたらいいの？

A. 実績報告書を市へ提出して、市から奨励金の交付を受けましょう。

◎実績報告書の提出

市から、6月上旬及び12月上旬に地域資源回収団体奨励金実績報告書の様式を送付します。実績報告書に必要事項をご記入のうえ、市に登録された資源回収登録業者の発行する伝票の原本を添付し、環境政策課まで提出してください。実績報告書の提出期限はそれぞれ以下のとおりです。

| | 回収の期間 | 実績報告書提出期限 ※市の休日に当たるときは、 休日の翌日となります | 奨励金交付（振込）予定 |
|----|--------|--|-------------|
| 前期 | 1月～6月 | 7月10日まで | 8月下旬 |
| 後期 | 7月～12月 | 翌年1月10日まで | 翌年2月下旬 |

* 提出が遅れますと、お支払いができなくなりますのでご注意ください。

回収が終わったら、参加者に成果の報告をしましょう。
業者からの売上と市からの奨励金も計算して、合わせて報告しましょう。



7. 地域資源回収の効果的な手法及び取組内容等

7-1. ごみステーションを回収場所とした手法

いざ、地域資源回収を行おうと思っても人手不足や場所の確保など様々な事情により、実施できない、実施回数を増やせないという声をよく聞きます。

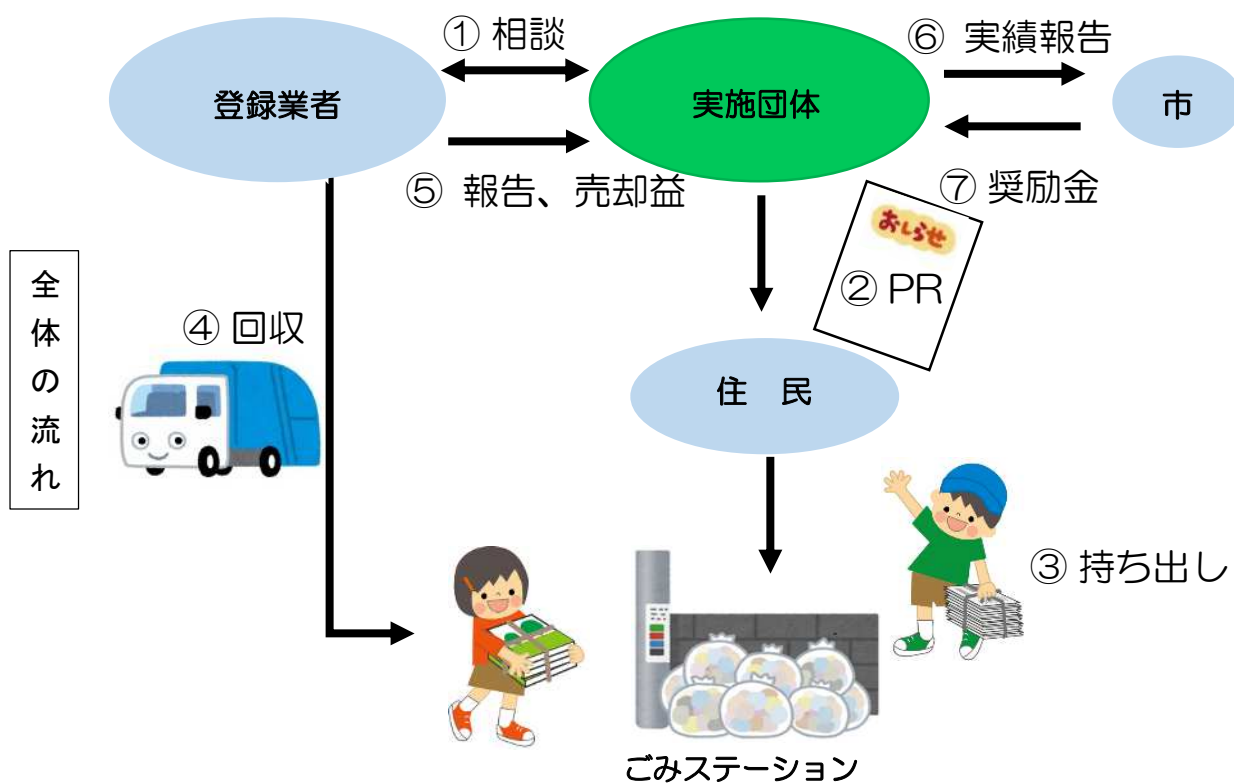
そこで、効率的な地域資源回収の方法としてごみステーションを活用した地域資源回収をご紹介します。

○メリット

- ・住民は**いつものごみステーション**に資源を持ち出せる。
- ・定期的に行うことで回収量の増加が見込まれる。
- ・回収場所を新しく確保する必要がない。
- ・回収場所での立ち番などをする必要がない。

○始めるためには

- ・回収業者に、対応できる時間・曜日・ごみステーションの場所（数）・実施回数等を相談しましょう。
※業者の対応状況については、登録業者一覧表（P.12）をご参照ください。
- ・ごみステーションの管理者（自治会長など）にごみステーションの使用許可等の相談をしましょう。
- ・地域資源回収の実施について、実施日やルールなどを住民に周知（チラシの配布・回覧）しましょう。



7-2. 実際に各団体が実施した取組

各地域から出される雑がみをはじめとする古紙等の再生可能な資源をリサイクルするため、積極的に取り組んでいる各種団体の取り組み事例を一部紹介します。

新たに地域資源回収を始めようと考えている団体はもとより、すでに実施している団体につきましても、一層の活動の幅を広げるためのヒントになれば幸いです。

取組事例① 効果的な回収に向けた周知活動

- 年間の資源回収日についてのお知らせを全世帯に配布するとともに、実施日前には回覧でも周知した。
- 集会等集まる機会をとらえて、資源回収への協力を依頼した。
- 「雑がみ」に対する理解・認知度を高めるため、集会等の場で説明を行った。



取組事例② 持ち出しやすい環境づくり

- 校区市民館や学校等で常時雑がみを受け取る体制を整えた。
- 常時古紙を持ち出すことのできる回収ボックスやコンテナを設置した。
- 空き家所有者の協力により、空き家の倉庫を活用し、いつでも出せる回収拠点とした。

取組事例③ 小中学校での取組

- 雑がみを集めるキャンペーンを実施し、楽しみながら取り組めるようにした。
- 資源回収日以外でも、雑がみがたまったら、学校へ持っていけるようにした。



こんな声もありました！

- ・雑がみを今まで「もやすごみ」に入れてしまっていたが、分別したら結構集まった。そのため、もやすごみの量が減り、ひと回り小さいごみ袋を使うようになった。
- ・地域資源回収で地域コミュニケーションを深める機会となった。

7-3. 市からの貸出し制度

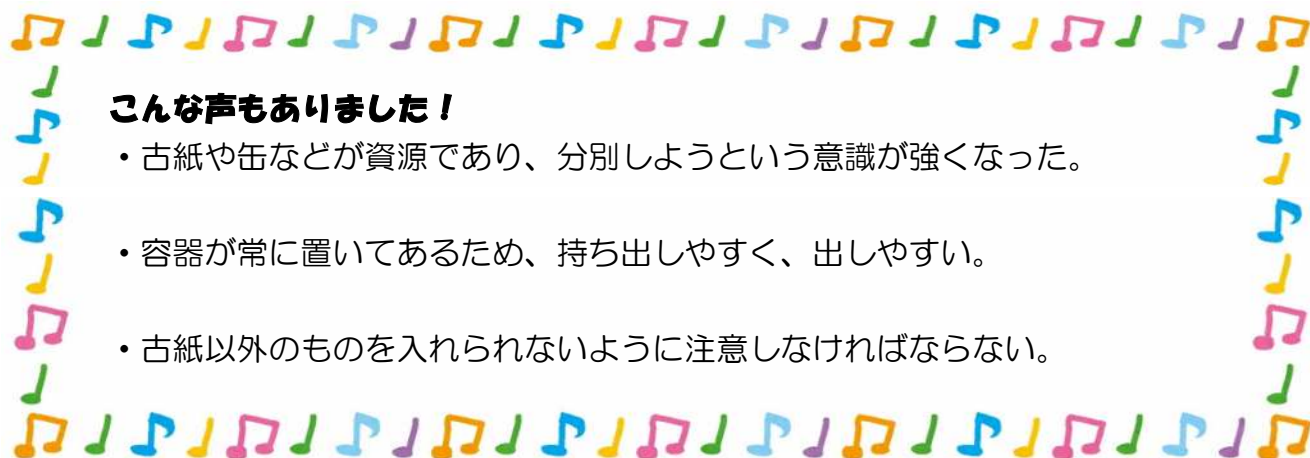
古紙回収ボックスの貸出し

- 地域資源回収実施団体に対して、古紙回収ボックスの貸出しをしています。
- 効率的な地域資源回収としてご活用ください。
- 貸し出す際は、基数や設置場所など調整を行います。(数に限りがあります)
- 管理は、実施団体にて行っていただきます。
- 集めた雑がみなどの古紙は実施団体にて業者へ引き渡すなどしていただきますようお願いいたします。

サイズ的にも、雑がみを集めるのに適しています！

お申し込みは、環境政策課（51-2417）へお願いします！

ぜひ、古紙回収ボックスを使ってみてください！！



8. Q & A

Q 回収された古紙は何になるの？

A 地域資源回収によって集められた古紙は、回収業者の手を経て工場で、再び製品として生まれ変わります。



新聞・チラシ



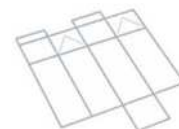
雑誌



雑がみ



ダンボール



牛乳パック等



新聞、週刊誌など



絵本など



ダンボール箱など



トイレットペーパー
ティッシュペーパーなど

Q 菓子箱や包装紙などの雑がみはどの区分でいいの？

A 一般的には雑誌と同じ扱いになります。

Q 学校のプリントはチラシと一緒に出していいの？

A プリントとチラシは同じように見えますが、種類が違います。プリントは雑がみとして雑誌と一緒に出してください。

Q ごみステーションを回収場所としたとき、ごみ収集日と同じ日に地域資源回収を実施してもいいの？

A ごみステーションの管理に支障がなければ、ごみ収集がある日でも構いません。例えば、ごみ量が少ない日に実施するなど検討していただければと思います。

Q 地域資源回収実施日に雨が降っているときはどうしたらいいの？

A 地域資源回収登録業者にご確認ください。例えば、布については、雨で濡れてしまうとリサイクルできないため、回収を行わない業者が多いです。

9. 地域資源回収登録業者一覧表

| No. | 業者名 | 住所 | 電話 | 取り扱い品目 | | | | | | 備考欄 | |
|-----|-----------------|-----------------|--------------|--------|--------|-------|--------|---|------|-----|--|
| | | | | 新聞・チラシ | 雑誌・雑がみ | ダンボール | 牛乳パック等 | 布 | アルミ缶 | | スチール缶 |
| 1 | 金子商店 | 豊橋市牟呂町字百間48-2 | 48-1277 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 2 | (株) 加納商店 | 豊川市南千高2丁目44-2 | 0533-86-3231 | | | | | | | | ○ |
| 3 | (有) カワイ | 豊橋市牛川町字ギロウ37-1 | 55-2461 | ○ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 4 | (株) 神田商店 | 豊橋市向山町字一本松11-1 | 53-2363 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 5 | (株) コイケメタル | 豊橋市小池町35-2 | 45-1553 | | | | | | | | ○ |
| 6 | 佐々間商店 (有) | 豊橋市菰口町四丁目24-2 | 31-0771 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 内側が銀色のバックおよび注ぎ口がプラスチックものは不可 アルミ缶とスチール缶は分別すること |
| 7 | (有) 清水商店 | 豊川市穂ノ原三丁目14-16 | 0533-86-8517 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 8 | 新和製紙 (株) | 豊橋市前田南町1-9-16 | 52-6781 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 9 | (株) 鈴六 | 岡崎市大平町字建下73-1 | 0564-21-5305 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 濡れているものや汚れているもの、または破損がひどいもの、ビーズクッションなどは不可。 |
| 10 | 高橋紙業 | 豊橋市高田町字高田48-5 | 46-0795 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 11 | トーヨーメタル (株) | 豊橋市大岩町字佃9-5 | 41-5603 | | | | | | | | ○ |
| 12 | (株) トリックスメタル | 豊橋市花田町字精田123 | 31-7977 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | アルミ缶・スチール缶にはビンやガラス等は入れない 缶には布団、じゅうたん、靴、ぬいぐるみは入れない |
| 13 | 羽田商店 | 豊橋市岩田町字影岩7-2 | 63-1523 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 14 | (有) 福井紙業 | 豊橋市大岩町字曲松8-3 | 41-1332 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 15 | 福田三商 (株) 豊橋 (営) | 豊橋市間屋町1-1 | 31-4398 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 臭いや汚れのついたもの、ビニール加工されたものは入れないでください。 |
| 16 | 藤下商店 | 豊橋市東小鷹野三丁目14-6 | 62-0263 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ビニール等不純物付きは不可 油付き不可 |
| 17 | (株) 紅久 実工場 | 豊橋市三郊町字元屋敷90 | 41-2344 | | | | | | | | ○ |
| 18 | (株) 紅久 本社工場 | 豊橋市神野新田町字チノ割12 | 32-8888 | | | | | | | | ○ |
| 19 | (株) ホソキ | 豊橋市小池町31-1 | 45-1516 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 20 | 松島金属 (株) 豊橋工場 | 豊橋市豊清町字比古古1-117 | 41-2216 | | | | | | | | ○ |
| 21 | (有) マルイ紙業 | 豊橋市神野新田町タノ割38-3 | 32-3255 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ビニール紐で縛る 布で作った紐は不可 |
| 22 | (有) 丸富 | 豊橋市寺次町字睦美26-5 | 29-5001 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 23 | 水野商店 | 豊橋市前田南町1-20-13 | 53-1922 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 24 | (株) 宮崎豊橋 (営) | 豊橋市飯町町字南池上1-2 | 62-0144 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 25 | (株) 山治紙業豊橋 (営) | 豊橋市藤並町字藤並16-5 | 47-3251 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 布は濡れているものは不可 |
| 26 | (有) 山下商店 | 豊橋市深町56 | 54-5043 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 27 | (有) 吉田商店 | 豊橋市花田町字石塚92 | 52-5494 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

△：雑がみは除く

10. 地域資源回収登録業者雑がみ対応状況一覧表

| No. | 業者名 | 住所 | 電話 | 雑がみ | | | | | | | | 雑がみの望ましい持ち出し方 | | | | 備考 | |
|-----|-----------------|-----------------|--------------|-----|--------|-----|-----|----|-------|--------|----|---------------|-------|----------|-------|----|---|
| | | | | 書類 | パンフレット | 包装紙 | はがき | 封筒 | お菓子の箱 | ペイパレット | 写真 | レシート・感熱紙 | ひもで縛る | 紙袋に入れて出す | 詰めて出す | | お菓子の箱などに |
| 1 | 全子商店 | 豊橋市半呂町字百間48-2 | 48-1277 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雑がみは対応不可 |
| 2 | (株) 加納商店 | 豊川市南千間2丁目44-2 | 0533-86-3231 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 3 | (有) カワイ | 豊橋市牛川町字ギロウ37-1 | 55-2461 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雑がみは対応不可 |
| 4 | (株) 神田商店 | 豊橋市向山町字一本松11-1 | 53-2353 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雑がみが飛散しないように縛って出す。 |
| 5 | (株) コイケメタル | 豊橋市小池町35-2 | 45-1553 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雑がみは対応不可 |
| 6 | (有) 佐々間商店 (有) | 豊橋市塩口町四丁目24-2 | 31-0771 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ダンボールに入れて出しても可。紙以外の部分は取り除く。 黒黒でファイルで持ち込む際には念書やプラスチックは外す。紙袋は紙以外の素材は外す。 |
| 7 | (有) 清水商店 | 豊川市鏡ノ原三丁目14-16 | 0533-86-8517 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | できるだけ、それぞれに分けて縛るか、箱に入れてもらう |
| 8 | 新和製紙 (株) | 豊橋市前田町1-9-16 | 52-6781 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雑がみは対応不可 |
| 9 | (株) 鈴六 | 岡崎市大平町字根下73-1 | 0564-21-5305 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 10 | 希陽紙業 | 豊橋市前田町字高田48-5 | 46-0795 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 11 | トーヨーメタル (株) | 豊橋市大岩町字畑9-5 | 41-5603 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 12 | (株) トリックスメタル | 豊橋市花田町字絹田123 | 31-7977 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | シュレッター屑は不可。雑がみは中身がみえる袋に入れて出す。 |
| 13 | 羽田商店 | 豊橋市岩田町字影岩7-2 | 63-1523 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 雑がみが飛散しないように縛って出す。 |
| 14 | (有) 福井紙業 | 豊橋市大岩町字曲松8-3 | 41-1332 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 15 | 福田三商 (株) 豊橋 (営) | 豊橋市間屋町1-1 | 31-4398 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 臭いや汚れのついたもの、ビニール加工されたものは入れないでください。 |
| 16 | 藤下商店 | 豊橋市東小瀬野三丁目14-6 | 62-0263 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ビニール等不制物、油付きは不可 |
| 17 | (株) 紅久 東工場 | 豊橋市三弥町字元屋敷90 | 41-2344 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 18 | (株) 紅久 本社工場 | 豊橋市神野新田町字チノ割12 | 32-8888 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 19 | (株) ホソキ | 豊橋市小池町31-1 | 45-1516 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 20 | 松島金属 (株) 豊橋工場 | 豊橋市豊清町字比古古1-117 | 41-2216 | | | | | | | | | | | | | | 雑がみは対応不可 |
| 21 | (有) マルイ紙業 | 豊橋市神野新田町字ノ割38-3 | 32-3255 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ビニール袋は不可 |
| 22 | (有) 丸露 | 豊橋市寺沢町字陸奥26-5 | 29-5001 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 必ず結束して出してください。 |
| 23 | 水野商店 | 豊橋市前田町1-20-13 | 53-1922 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 24 | (株) 吉崎豊橋 (営) | 豊橋市飯付町字南池上1-2 | 62-0144 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | (株) 山治紙業豊橋 (営) | 豊橋市藤並町字藤並16-5 | 47-3251 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 金銀等の光沢がある印刷物は不可。圧着はがきおよび袋あき封筒は不可。 書籍、パンフレットとお菓子の箱、トイレットペーパーの芯はできれば分けて出してほしい。 |
| 26 | (有) 山下商店 | 豊橋市漆町56 | 54-5043 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 27 | (有) 吉田商店 | 豊橋市花田町字石塚92 | 52-5494 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |

△：感熱紙のレシートは除く

さあ! はじめよう!



〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
豊橋市 環境部 環境政策課
電話 51-2417
E-mail : kankyoseisaku@city.toyohashi.lg.jp